

岩手県告示第838号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年10月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々兼工業有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市羽場10地割1番地4
 - ウ 代表者の氏名 菊地裕
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第2255号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年10月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年10月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 昆工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市近内二丁目7番3号
 - ウ 代表者の氏名 昆正義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第3742号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年9月21日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業をした旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年10月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町第6地割17番地2
 - ウ 代表者の氏名 山田朋康
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特-26）第4246号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年10月22日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年10月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社STELLA
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第6地割36番地1
 - ウ 代表者の氏名 田代宏忠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第7363号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成30年9月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成30年10月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社村上電気商会

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字地ノ森40番地9

ウ 代表者の氏名 村上幸雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第7600号

(3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月4日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成30年10月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社花孝建設

イ 主たる営業所の所在地 釜石市鶴住居町第7地割47番地13

ウ 代表者の氏名 花輪孝吉

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9430号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月18日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成30年9月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社盛南ホームサービス

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市仙北一丁目14番15号

ウ 代表者の氏名 藤村和広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20368号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年9月26日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成30年10月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 合同会社クリエーション

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市八幡町13番25号

ウ 代表者の氏名 笹原利和

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20794号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月29日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成30年10月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 山口工業有限会社

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第13地割104番地3

ウ 代表者の氏名 山口松雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第140005号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成30年10月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 朝田建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1

ウ 代表者の氏名 朝田豪

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-29）第4978号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月23日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。